

平成 28 年 1 月から、 県への手続きで **マイナンバー** が必要となります。

平成 28 年 1 月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで、マイナンバーの利用が始まります。

県への手続きでも、申請書などに皆様のマイナンバーの記載が必要な場合があります。



マイナンバーを記載した書類を提出する際は、**本人確認書類**を併せてご用意いただく必要があります。

本人確認書類は、

- ①マイナンバーカード（※）
- ②通知カード+運転免許証など
- ③マイナンバーの記載がある住民票+運転免許証など

のいずれかとなります。

※マイナンバーカードは、希望者が住民票のある市町村に交付申請することで、平成 28 年 1 月から順次交付されています。



通知カード



個人番号カード

マイナンバーをお知らせする「通知カード」は、住民票の住所に簡易書留で世帯ごとにお届けしています。**「通知カード」を受け取れなかった方は、住民票のある市町村にお問い合わせください。**

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

0120-95-0178

[国のマイナンバー総合フリーダイヤル]

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30(年末年始を除く)

※マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時利用停止については、24 時間 365 日対応します。

※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

マイナンバーが必要となる県への手続き	担当課	お問い合わせ
里親の登録申請手続き	子ども子育て支援課（子ども家庭担当【児童虐待防止・里親・ひとり親家庭福祉】）	019-629-5461
児童養護施設に入所する児童の保護者負担金及び母子生活支援施設入所負担金決定手続き		
児童扶養手当の認定請求手続き		
母子父子寡婦福祉資金の貸付申請手続き		
ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申請手続き		
自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の申請手続き		
母子生活支援施設入所手続き	子ども子育て支援課（子ども家庭担当【児童福祉施設】）	019-629-5458
小児慢性特定疾病医療費の給付申請手続き	子ども子育て支援課（少子化・子育て支援担当【母子保健】）	019-629-5470
特別児童扶養手当の認定請求手続き		
特定医療費（指定難病）の給付申請手続き	健康国保課（健康予防担当【難病】）	019-629-5471
生活保護申請手続き	地域福祉課（指導生保担当【生活保護】）	019-629-5425
災害救助に伴う実費弁償の請求手続き又は扶助金の申請手続き	地域福祉課（生活福祉担当【地域福祉】）	019-629-5421
被災者生活再建支援金の申請手続き		
弔慰金請求手続き、遺族年金又は遺族給付金申請手続き	地域福祉課（生活福祉担当【援護・恩給】）	019-629-5481
留守家族手当支給申請手続き		
戦没者等の妻に対する特別給付金の請求手続き		
戦傷病者手帳交付請求手続き、療養給付請求手続き、補装具支給（修理）請求手続き等		
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き		
戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求手続き		
戦没者の父母等に対する特別給付金の請求手続き		
自立支度金支給申請手続き		
中国残留邦人等に対する支援給付申請手続き		
感染症の患者に対する医療費公費負担申請手続き		
身体障害者手帳の交付申請手続き	障がい保健福祉課（障がい福祉担当）	019-629-5448
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の認定手続き		
障害児入所給付費の支給申請手続き	障がい保健福祉課（療育担当）	019-629-5446
精神障害者入院措置に伴う費用徴収に関する事務手続き	障がい保健福祉課（こころの支援担当）	019-629-5450
精神障害者保健福祉手帳に関する事務手続き		
自立支援医療受給者証（精神通院）に関する事務手続き		

このほか、県税に関する手続きなどでマイナンバーが必要になる場合があります。

